

<p>第 146 号</p>	<p><i>Super Highway</i></p> <p>J R 東労組バス関東本部</p>	
<p>発行日 2026. 2.28</p>		<p>J R 東労組ホームページ</p>

申 1 号 **第 3 回団体交渉**②

4. 路線訓練は実地訓練を基本とし机上や映像のみの訓練は行わない事。また、指導運転士によって指導内容に差があるため、指導内容を統一すること。

回答) 新たに習熟が必要となった路線見習は、習得すべき内容及びその量について、最も適切と考えられる方法をその都度選定して実施していく。また指導内容の統一化に向けた取り組みは、安全研修センターの設立等によって改善を図ってきたところであるが、今般、高速バス統括本部が設置されたことを踏まえ、指導内容の統一化に向けてさらに取り組みを加速させる考えである。

5. 各支店車両工場の将来展望について明らかにすること。また、整備士の人材確保・定着が喫緊の課題であるため、自動車検査員等手当を一律 10,000 円増額すること。

回答) 車両整備事業に限らず、各事業の業務量や内容については、今後の経営環境に応じて適正に判断していく。整備士の人材確保については重要な課題と認識しており、その観点からも 2025 年 4 月 1 日に自動車検査員等、車両整備に従事する社員の手当の増額を行ったところである。

6. 営業取扱いについて複雑になりすぎていることから是正すること。

回答) 営業制度及びそれに基づく取扱いは、法令に基づき定めているほか、サービス向上や販売戦略上の判断から定めている。後者については路線特性に応じて個別判断を伴うが、可能な限り簡略な取扱いが出来るよう、共同運行会社との調や使用端末の共通化等を進めていく考えである。

7. 高速バス統括本部の規模や内容・仕事内容を明らかにすること。また、各支店の将来展望を明らかにすること。

回答) 高速バス統括本部の体制等については、2025 年 8 月 27 日に貴側に提案した通りである。

J R バス関東で働く仲間を一つに!